

○国土交通省告示第三百二十七号

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年  
建設省 総理府 令第三号）別表第二の備考の一

の（一）の2の規定に基づき、道路の案内標識の英語による表示に関する告示を次のように定める。  
平成二十六年三月二十六日

国土交通大臣 太田 昭宏

道路の案内標識の英語による表示に関する告示

道路の案内標識の英語による表示は、一の施設等については同一の表示をするものとし、次の表の上欄に掲げる施設等についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる英語又はその略称を表示に用いるものとする。ただし、地域の状況等により、これらによらないことが適当と認められる場合は、この限りでない。

施設等	英語
鉄道駅又は軌道駅	Station
空港	Airport
港湾	Port
自動車駐車場	Parking

トンネル	Tunnel
橋	Bridge
通り	Avenue/Street/Boulevard
城	Castle
温泉	Onsen
美術館	Museum of Art
公園	Park
県庁	Prefectural Office
市役所	City Hall
町役場	Town Office
村役場	Village Office
区役所	Ward Office
郵便局	Post Office
病院	Hospital
小学校	Elementary School
中学校	Junior High School

高等学校	High School
大学	University/College/Institute
体育館	Gymnasium
山岳	Mountain
河川	River

附 則

(施行期日)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。